

# 診療情報管理士 募集要項

～平成29年度水戸医療センター採用試験のご案内～

独立行政法人国立病院機構  
水戸医療センター

連絡・照会先

独立行政法人 国立病院機構  
水戸医療センター 管理課給与係  
〒311-3193 茨城県東茨城郡茨城町桜の郷280  
TEL: 029-240-7711 (内線2036)  
FAX: 029-240-7788

# 独立行政法人国立病院機構 水戸医療センター 診療情報管理士 募集要項

～平成29年度 水戸医療センター 採用試験のご案内～

水戸医療センターは診療情報管理士の採用にあたり、平成29年4月採用に向けて採用試験を実施します。

水戸医療センターへの就職を希望される方は、履歴書に下記の必要書類を揃えて、平成29年2月10日（金）（必着）までに提出してください。

## 1. 応募職種

診療情報管理士

## 2. 応募資格

診療情報管理士（日本病院会が実施する認定試験合格）の資格を有する方  
※診療報酬請求事務能力認定試験（公益財団法人日本医療保険事務協会が実施する試験）合格者が望ましい

## 3. 応募方法

（1）提出書類（提出された書類は、一切返却いたしませんので予めご了承ください。）

診療情報管理士資格のある方
①履歴書（写真のあるもの） ②診療情報管理士認定証（写） ③診療報酬請求事務能力認定試験（公益財団法人日本医療保険事務協会が実施する試験）に合格している者はその合格証（写） ④高等学校（専門学校、大学を含む）以上の卒業証書の写又は卒業証明書 ※平成29年3月卒業見込みの方は卒業見込証明書及び成績証明書

（2）提出先

〒311-3193 茨城県東茨城郡茨城町桜の郷 280

水戸医療センター 管理課給与係あて

郵送の場合は、「診療情報管理士採用試験応募書類在中」と朱書きしてください。

（3）提出書類受付期間（受付締切日）

平成29年2月10日（金）（必着）

## 4. 採用試験日等

（1）履歴書・提出書類による書類選考

（2）面接選考

平成28年2月中旬以降を予定

## 5. 試験会場

水戸医療センター内

## 6. 試験内容

1次選考 書類選考（提出していただいた応募書類に基づく選考）

2次選考 面接試験（1次選考合格者のみ）

## 7. 内定通知

水戸医療センターより郵送により発送いたします。

発送時期は2次選考の際に通知いたします。

## 8. 勤務先について

水戸医療センターの勤務になります。

## 9. 個人情報の取扱いについて

各病院へ提出いただく受験願書等の個人情報については、以下の目的のために利用させていただきますことがありますので、あらかじめご承知ください。

- （1）採用試験実施のため
- （2）内定通知書の送付のため
- （3）受験者名簿の作成のため
- （4）採用予定者名簿の作成のため
- （5）採用手続きのため
- （6）採用後の人事情報管理のため
- （7）採用試験実施状況資料作成のため

個人情報の管理につきましては、水戸医療センターにおいて万全の管理をいたします。

また、上記利用目的以外の目的に利用することは一切いたしません。

提出いただいた個人情報に修正が生じた場合は、水戸医療センターへお申し出ください。

# 採用後の給与・勤務時間・休暇等について (水戸医療センター)

## 1. 給与について（平成28年4月1日現在）

給与は、独立行政法人国立病院機構職員給与規程により支給されます。

【初任給】（短大・専門学校2年制卒） 基本給149,000円

（大学4年制卒） 基本給176,700円

※職歴等に基づいて基本給が加算されます。

【昇給】 毎年1回（5,000円～10,000円程度基本給に増額）

【諸手当】（条件に応じて下記の手当を加算）

住居手当・・・ 借家は月額最高 27,000円支給）

通勤手当・・・ 交通機関（バス・電車）利用の場合は月額最高 55,000円  
まで全額支給（定期、回数券使用）、自家用車通勤の場合は  
片道2km以上で通勤距離に応じて支給、片道60km以上月  
額最高 31,600円を支給する

業績手当(ボーナス)・（年間基本給等の4. 1月分、支給日 6/30・12/10）

年度末賞与・・・（医業収支が良好な病院に支給）

扶養手当、時間外勤務手当等

## 2. 勤務時間

(1) 8:30～17:15（実働7時間45分） 週38時間45分勤務

(2) 休日・・・土、日、国民の祝日、年末年始の休日

※勤務した場合は代休又は休日給を支給

(3) その他事務日直、事務当直に入ることになります。（月1～3回程度）

## 3. 休暇

(1) 年次休暇（有給）

暦年（1月1日から12月31日までの間）に20日間を限度として付与。

取得しなかった日数は20日を超えない範囲内でその翌年に限り繰り越しが可能。

(2) 病気休暇（有給）

負傷又は疾病の場合（予防接種による発熱を含む。）に与えられる休暇。

1日、1時間又は1分単位で取得可能。

(3) 特別休暇（有給）

①結婚休暇

結婚に伴う行事等のため勤務しない場合に与えられる休暇。

結婚の日の5日前から当該結婚の日後1ヶ月を経過する日までの間で5日間。

②夏季休暇

夏季における盆等の諸行事等のため勤務しない場合に与えられる休暇。

毎年6月～10月にまでの間で3日間。

③その他（忌引、災害被災時等）

（4）子育て支援制度について ―あなたのキャリアを生かし続けてください！―

①特別休暇（有給）

1）出産休暇 産前6週間（多胎妊娠の場合は14週間）、産後8週間

2）保育時間 子が1歳に達するまで、1日2回それぞれ30分以内

3）配偶者の出産休暇

出産等にかかる入院の日から産後2週間までの間に2日間

4）男性職員の育児参加のための休暇

配偶者が産前産後期間中で、小学校就学の始期に達するまでの子を男性職員が養育するため勤務しない場合は、配偶者の産前産後期間内において5日間

5）子の看護休暇

小学校就学の始期に達するまでの子を養育している職員が、その子を看護するため勤務しない場合は、年5日間（小学校就学の始期に達するまでの子が2人以上の場合は10日間）

②介護休暇

職員が要介護者の介護又は通院等の付き添いなど、要介護者の世話をを行うため勤務しない場合は、年5日間（要介護者が2人以上の場合は、年10日間）

③育児休業等

1）育児休業

男女を問わず、子が3歳に達する日まで取得が可能。

共済組合継続加入掛金（保険料）が免除される。

2）育児短時間勤務

子が小学校就学の始期に達するまで、週19時間25分～24時間35分の範囲内で、勤務日、勤務時間を選択することが可能。

3）育児時間

小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため勤務しない場合は、1日につき2時間以内。

※なお、上記の各制度を組み合わせることも可能です。

④女性職員（妊産婦）に対する軽減措置等

1）深夜勤務及び時間外勤務の制限

2）健康診査及び保健指導のための職務専念義務免除

3）業務軽減

4）休息・補食のための職務専念義務免除

5）通勤緩和

6）その他

小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員及び配偶者、子、父母の介護を行う職員について、国立病院機構では以下の措置を講じ、職員が働きやすい環境を整備しています。

I 早出遅出勤務

1日の勤務時間を変更することなく、始業時間や就業時間を変更して勤務させる制度

II 深夜勤務制限

深夜における勤務を制限する制度

III 超過勤務制限

超過勤務（時間外労働）を月24時間以内、かつ年150時間以内に制限する制度

## 4. 医療保険・年金

国家公務員共済組合法に基づく共済組合に加入

## 5. その他

常勤職員として採用後、本人のキャリアアップ、人材育成及び家庭環境等に配慮して国立病院機構内の各病院へ異動の希望も可能です。